

平成 24 年度 農薬の大気経路による飛散リスク評価検討会（第 2 回）
議事概要

1 開催日時及び開催場所

日 時： 平成 25 年 2 月 19 日（火） 10：00～12：05
場 所： 法曹会館（高砂の間）

2 出席委員（五十音順、敬称略）

有田芳子、上路雅子、白石寛明、富田恭範、宮原佳彦、森田昌敏（座長）、與語靖洋

3 会議の概要

(1) 無人ヘリコプター散布農薬に係るばく露評価（シミュレーション結果）

資料 1 に基づき、専門家よりシミュレーション結果について説明がなされ、了承された。主な質疑応答の内容は以下のとおり。

- 距離 0 において、シミュレーションモデル値とモニタリング値に差がある原因について質問があり、モニタリングでは、ほ場内の調査場所が多様で測定バラツキが大きいものの、試験した全ての農薬において、落下量については、モデル値はモニタリング値を平均するとほぼ同等に推移し、気中濃度については、モデル値はモニタリング値よりも高めに推移する旨回答された。
- 今回の気象データを使用した理由について質問があり、各種の条件でシミュレートした結果、今回用いた条件で最大のばく露評価が得られたので、この気象条件を用いている旨回答された。
- モデルを汎用化する際の課題について質問があり、入力パラメーターが非常に多く、英語のプログラムであり、入力作業が煩雑であるなど使い勝手が非常に悪いため、入力パラメーターを必要最小限にとどめるように、固定可能なパラメーターを明らかにするとともに、操作マニュアルを作成し、できる限り使い易いものにしていく旨回答された。
- シミュレーションの結果のまとめは、目的に沿った記載をすべきではないかという意見があり、中間報告書には、指摘を踏まえて記載する旨回答された。

(2) 無人ヘリコプター散布農薬に係る毒性評価

資料 2 に基づき、環境省より、無人ヘリコプター散布農薬に係る毒性評価の考え方及び算出方法について報告がなされた。

(3) 農薬の大気経路による飛散リスク評価（案）

資料 3 及び 4 に基づき、環境省より、農薬の大気経路による飛散リスク評価及びリスク管理措置について説明がなされた。

主な質疑応答の内容は以下のとおり。

- 海外での評価方法について質問があり、海外では無人ヘリ散布の例があまりないため、農薬吸入毒性評価手法確立調査事業において確立された算出方法を参考にリスク評価している旨回答された。
- 海外での通常でのリスク評価方法として、許容作業ばく露量（AOEL）による評価の例が紹介され、ADI に基づくリスク評価で管理措置が必要となった場合、両者を比較検討するなど、慎重に検討すべきではないかとの意見があった。これについて、今回のリスク評価は、作業者ではなく一般市民が対象であり、また、今回評価の対象となった 30 農薬で AOEL が設定されているものは、海外でもほとん

どなく、現状の方法で安全側に立ってリスク評価がなされている旨回答された。

- 散布中の立ち入り制限について、散布中の1時間はばく露量評価に基づいているが、散布後半時間はデータの根拠がなく、作業者に対する立ち入り制限を根拠のある内容に再検討すべきではないかとの意見があった。
これに対し、散布中だけでなく、後片付け時間等としての延長時間も最小限は必要であるという意見があった。
- センターノズルとサイドノズルの違いの記載の必要性について質問があり、センターノズルはリスクを低減するための手段であるが、具体的な低減程度が示せないので、リスク管理措置のその他にセンターノズルの追記を検討する旨回答された。

以上の質疑応答を受けて、措置を講じる最小限の延長時間として30分が適切かどうか検討することとし、その他は原案通り了承された。

(4) 農薬の大気経路による飛散リスク評価・管理対策 中間報告書（骨子案）

資料5に基づき、環境省より、中間報告書（骨子）について、説明がなされ、原案通り了承された。

(5) その他

- 環境省より、第3回検討会で中間報告書の検討を行った後、本事業の中間報告書案として取りまとめ、環境省においてパブリックコメントを受けたのち、適宜修正して本事業の中間報告書とすることについて説明があった。

(以上)